

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

新規就農者調査（以下この章において「調査」という。）は、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、農業の持続的発展を目的とした望ましい農業構造の実現を図るため、新規就農者数（雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計報告及び統計法（昭和22年法律第18号）第8条第1項の規定に基づく届出統計として実施した。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査対象

本調査は、農業経営体（家族経営体、組織経営体）及び農業委員会を対象とし、次のように区分して行った。

(1) 就業状態調査

2005年農林業センサスで把握した農業経営体（11 用語の解説「農業経営体」参照）のうち、家族経営体を調査対象とした。

(2) 新規雇用者調査

2005年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体（(1)の家族経営体以外）及び一戸一法人（(1)の家族経営体のうち、法人化している経営体）を調査対象とした。

(3) 新規参入者調査

すべての農業委員会を調査対象とした。

5 調査期日

平成20年4月1日

6 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

7 調査方法

(1) 就業状態調査及び新規雇用者調査

調査は、標本調査により行うこととし、母集団名簿は2005年農林業センサス結果による

農林業経営体を都道府県別に農産物販売金額の下降順に並べて整理した。

都道府県別の標本数は、母集団経営体数と新規就農者のいる農業経営体の出現率に基づき都道府県別に最適配分し、系統抽出法により標本抽出を行った。

この抽出された標本経営体に対し、調査票（巻末参照）を郵送により配付・回収する自計申告方式により調査を実施した。

(2) 新規参入者調査

調査は、全数調査により行うこととし、農業委員会に対し、調査票（巻末参照）を郵送により配付・回収する自計申告方式により実施した。

8 調査対象数及び回収率

区 分	標本数	回収数	回収率
就業状態調査	106,870経営体	68,414経営体	64.0%
新規雇用者調査	3,123経営体	2,173経営体	69.6%
新規参入者調査	1,809委員会	1,809委員会	100%

9 集計方法

(1) 就業状態調査及び新規雇用者調査

集計対象事項（ x ）の農業地域別合計を次に示す推定式により算出し、全国の推定値は、農業地域別推定値を加算することにより求めた。

[推定式]

$$X = \frac{N}{n} \sum_{i=1}^n xi$$

<上記の計算式に用いた記号>

X : 当該地域の x の合計の推定値

N : 当該地域の母集団の大きさ(経営体数)

n : 当該地域の集計標本数

$x i$: 当該地域の i 番集計標本の x の調査値

(2) 新規参入者調査

調査値の合計により求めた。

10 実績精度

自営農業就農者数（6万4,420人）及び雇用就農者数（7,290人）についての標準誤差率（実績精度）は、次のとおりである。

	標準誤差率
自営農業就農者数	2.1%
雇用就農者数	10.3%

$$\text{標準誤差率（\%）} = \text{標準誤差} \div \text{推定値} \times 100$$

11 用語の解説

新規就農者 自営農業就農者	次の3者を新規就農者とする。 農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。																						
雇用就農者	調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（雇用される直前の就業状態が農業従事であった場合を除く。）をいう。																						
新規参入者	調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者をいう。																						
新規学卒就農者	新規就農者のうち、自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び雇用就農者で雇用される直前に学生であった者をいう。																						
農業経営体	<p>農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業</p> <table border="0" style="margin-left: 2em;"> <tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>ウ 農作業の受託の事業</p>	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
家族経営体	農業経営体のうち家族労働を中心に世帯単位で事業を行う者で、家族の中に経営の決定権を持つ者がいる経営体をいう（一戸一法人を含む。）。																						

組 織 経 営 体

農業経営体のうち家族経営体以外の経営体で、法人（法人格を認められている者が事業を営んでいる場合）もしくは法人でない団体をいう。

12 利用上の注意

(1) 統計の表示について

ア 数値の四捨五入について

統計数値については、集計値の原数を下一けたで四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しないことがある。

イ 表中に使用した記号は、次のとおりである。

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳または調査を欠くもの

「△」： 負数又は減少したもの

(2) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業担い手統計班

代表：03（3502）8111（内線3666）

03（6744）2247